

## 平成 1 9 年 第 1 回 利 根 町 議 会 定 例 会 会 期 日 程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時刻
1	3 . 8	木	本 会 議	開会 提出議案説明（一部採決）	午前 1 0 時
2	3 . 9	金	本 会 議	提出議案説明 （一部採決・委員会付託）	午前 1 0 時
3	3 . 1 0	土	休 会	議案調査	
4	3 . 1 1	日	休 会	議案調査	
5	3 . 1 2	月	本 会 議	一般質問（5 人）	午前 1 0 時
6	3 . 1 3	火	休 会	議案調査	
7	3 . 1 4	水	本 会 議	一般質問（5 人）	午前 1 0 時
8	3 . 1 5	木	委 員 会	付託審査	
9	3 . 1 6	金	委 員 会	付託審査	
1 0	3 . 1 7	土	休 会	議案調査	
1 1	3 . 1 8	日	休 会	議案調査	
1 2	3 . 1 9	月	委 員 会	付託審査	
1 3	3 . 2 0	火	休 会	議案調査	
1 4	3 . 2 1	水	休 会	議案調査	
1 5	3 . 2 2	木	本 会 議	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会	午前 1 0 時

利根町議会定例会会議録 第1号

平成19年3月8日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	二瓶公男君	9番	中野敬江司君
2番	光平泰君	10番	若泉昌寿君
3番	高橋一男君	12番	高木洋子さん
4番	野村修身君	13番	坂本孝一郎君
5番	佐々木喜章君	14番	岩佐康三君
6番	坂本啓次君	15番	伊藤利夫君
7番	今井利和君	17番	会田瑞穂君
8番	五十嵐辰雄君	18番	飯田勲君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	鈴木弘一君
町民生活課長	木村克美君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	吉浜昇一君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蛭原一博君
教育長	大野英二君
教育委員会事務局長	野口善男君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	野田富雄
書記	弓削紀之
書記	清水敬子

## 1 . 会議録署名議員

岩 佐 康 三 君  
伊 藤 利 夫 君

## 1 . 議事日程

議 事 日 程 第 1 号  
平成 1 9 年 3 月 8 日 ( 木 曜 日 )  
午 前 1 0 時 開 会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の件
- 日程第 3 議員提出議案第 1 号 利根町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議員提出議案第 2 号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 1 号 利根町副町長を置かないことの条例
- 日程第 6 議案第 2 号 利根町振興計画審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3 号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 4 号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5 号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 6 号 利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 7 号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 8 号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 9 号 利根町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 10 号 利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 11 号 利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 12 号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 17 議案第 13 号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 18 議案第 14 号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
- 日程第 19 議案第 15 号 平成 18 年度利根町一般会計補正予算 ( 第 4 号 )

- 日程第 20 議案第 16 号 平成 18 年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 21 議案第 17 号 平成 18 年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 18 年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 18 年度利根町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 24 議案第 20 号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 25 議案第 21 号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について
- 日程第 26 議員派遣の報告

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の件
- 日程第 3 議員提出議案第 1 号
- 日程第 4 議員提出議案第 2 号
- 日程第 5 議案第 1 号
- 日程第 6 議案第 2 号
- 日程第 7 議案第 3 号
- 日程第 8 議案第 4 号
- 日程第 9 議案第 5 号
- 日程第 10 議案第 6 号
- 日程第 11 議案第 7 号
- 日程第 12 議案第 8 号
- 日程第 13 議案第 9 号
- 日程第 14 議案第 10 号
- 日程第 15 議案第 11 号
- 日程第 16 議案第 12 号
- 日程第 17 議案第 13 号
- 日程第 18 議案第 14 号
- 日程第 19 議案第 15 号
- 日程第 20 議案第 16 号
- 日程第 21 議案第 17 号
- 日程第 22 議案第 18 号
- 日程第 23 議案第 19 号

- 日程第 24 議案第 20 号
- 日程第 25 議案第 21 号
- 日程第 26 議員派遣の報告

午前 10 時 00 分開会

議長（飯田 勲君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 16 名です。定足数に達していますので、平成 19 年第 1 回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議長（飯田 勲君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

去る 2 月 6 日開催の全国町村議会議長会定期総会において、在職 15 年以上議員として坂本孝一郎君、高木洋子さんが表彰を受けられましたのでご報告申し上げます。

次に、閉会中において会議規則第 119 条第 1 項ただし書きの規定によりお手元に配付してありますとおり議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、監査委員から、平成 18 年 11 月分から平成 19 年 1 月分までの現金出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

次に、議員及び町長から議案が提出されておりますので、報告させます。

議会事務局長野田富雄君。

〔議会事務局長野田富雄君登壇〕

議会事務局長（野田富雄君） それでは、今定例会に、議員から規則改正 1 件、条例改正 1 件、町長から条例制定 2 件、条例改正 10 件、補正予算 5 件、新年度予算 8 件、人事案件 1 件、その他 3 件、計 31 件の議案が提出されておりますので、ご報告いたします。

議員提出議案第 1 号 利根町議会会議規則の一部を改正する規則

議員提出議案第 2 号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例

議案第 1 号 利根町副町長を置かないことの条例

議案第 2 号 利根町振興計画審議会条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第 8 号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 利根町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第 13 号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 14 号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
- 議案第 15 号 平成 18 年度利根町一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 16 号 平成 18 年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 17 号 平成 18 年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 18 号 平成 18 年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 19 号 平成 18 年度利根町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 20 号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 21 号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について
- 議案第 22 号 平成 19 年度利根町一般会計予算
- 議案第 23 号 平成 19 年度利根町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 19 年度利根町老人保健特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 19 年度利根町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 19 年度利根町営霊園事業特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 19 年度利根町介護保険特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 19 年度利根町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 19 年度利根町水道事業会計予算

以上で、報告を終わります。

議長（飯田 勲君） 報告が終わりました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（飯田 勲君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定によって、

14 番 岩 佐 康 三 君及び

15 番 伊 藤 利 夫 君

を指名いたします。

議長（飯田 勲君） 日程第 2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日までの15日間に決定いたしました。

会期の内訳は、お手元に配付の会期日程（案）のとおり行いたいと思います。ご協力のほどお願いいたします。

議長（飯田 勲君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 本日ここに、平成19年第1回利根町議会定例会が開催され、平成19年度一般会計予算を初めとする重要な諸案件のご審議をお願いするに当たり、町政に対する私の基本的な方針と施策の概要を申し述べ、議員各位と町民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

その年の世相を象徴する漢字に、去年は「命」が選ばれました。秋篠宮家の長男悠仁様のご誕生で、生まれた命に注目が集まった一方で、社会問題にもなったいじめによる自殺や子供たちが犠牲となる痛ましい事件・事故が相次ぎ、命の重み、命の大切さをまさに痛感した年でありました。

一方、本町におきましては、町民長年の悲願でありました第二の栄橋である若草大橋が開通し、新たな玄関口が誕生いたしました。アクセス道路など、課題はまだ多く残っておりますが、必ずや町の将来に夢と希望を与えてくれる町発展への礎となるものと思っております。そういう意味で、去年の本町は、夢がかない希望へとつながった年であったと、私は感じております。

そして、本年は、2007年問題と称されるいわゆる団塊の世代の退職が始まります。この団塊の世代の人口は800万人とも言われ、本町でも、約1,500人の方々がおります。これを地域の視点でとらえますと、激動の社会の第一線で活躍されてこられたこの方々がお持ちの豊富な知識と経験を、新たに地域の資源として生かすことができる可能性が広がってまいりました。このことを大きなチャンスととらえ、この方たちが主体的に活動できるきっかけをつくること、私は重要な課題であると認識しております。

このようなことから、町民の皆様が行政に関心を持ち、まちづくりに参画していただくために、去年から地区懇談会を開催してきました。この地域での話し合いが、やがて地域から自治が、そして、まちづくりが沸き上がる原動力にもなるものと、私は確信をしております。

本年は、町民の皆様のさらなる知恵とお力添えをいただき、住民と行政がともに協力し合ってまちづくりを進め、飛躍の第一歩を踏み出す年にしてまいりたいと考えております。

それでは、初めに平成 19 年度予算の概要について申し述べ、次に、その予算に基づいた分野ごとの主な施策について申し上げてまいります。

初めに、平成 19 年度の予算の概要について申し述べます。

平成 19 年度の予算に当たりましては、極めて厳しい状況下にあることを全職員共通の認識のもと、全庁総力を挙げて、歳入歳出の両面からさらなる行政改革を断行し、施策の厳選を徹底するとともに、事業の必要性、効果等について十分精査・検証してまいりました。

一般会計の規模は 49 億 9,822 万 2,000 円で、前年度と比較いたしますと 1 億 6,513 万 7,000 円の減で、率にいたしまして 3.2%の減となっております。予算編成においては、行政改革を断行し、人件費、物件費、補助費等の経常経費を総額約 1 億 3,000 万円削減いたしました。その上で、多くの方が利用している利根町公民館の防水、外装、外構工事や、福祉センターの空調機設置工事、太子堂小学校の廊下等床張りかえ工事などの学校、公益施設の整備を行ってまいります。

さらに、少子化対策として、放課後児童の放課後児童対策事業の充実、町民の皆様が元気に生き生きと暮らせるよう、予防接種や各種健診事業を中心とした保健医療態勢の充実、国際語である英語に対する意欲を高めるための語学指導事業や、複式学級補助教員配置事業による学校教育の充実など、福祉、医療、教育面において、住民のサービスに予算を重点配分したところでございます。

歳入では、町税が、三位一体の改革に伴う税源移譲と定率減税の廃止により増収が見込まれることから、昨年度より 13.9%増の 17 億 205 万 4,000 円を見込んでいます。しかし、この税源移譲と定率減税の廃止により、地方譲与税と地方特例交付金が前年度より合計で 1 億 6,999 万 9,000 円の減となっております。また、地方交付税につきましては、地方財政計画で地方交付税総額が減額されていることから、前年度より 6,000 万円減の 13 億 9,000 万円を見込んでいます。さらに、財源不足分を補うため、財政調整基金や特定目的基金から 6 億 9,078 万 2,000 円を取り崩し、充当いたしました。

一方、歳出について目的別に申し上げますと、民生費が全体の 24.9%で 12 億 4,591 万円、総務費が 15.7%で 7 億 8,328 万 1,000 円、衛生費が 13.9%で 6 億 9,463 万 1,000 円、教育費が 12.2%で 6 億 894 万 1,000 円などとなっております。

性質別では、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が合計 25 億 3,019 万 2,000 円で、全体の 50.6%を占め、補助費等が 9 億 6,231 万 2,000 円で 19.2%、物件費が 6 億 9,341 万 5,000 円で 13.9%、普通建設事業費が 1 億 7,425 万 3,000 円で 3.5%となっております。

次に、特別会計は、国民健康保険特別会計を初め、合計 6 会計で、予算総額が 46



億 9,227 万 1,000 円で、前年度と比較いたしますと、実に 6 億 6,421 万 2,000 円、率にして 16.5% の増であります。増となった主なものといたしましては、国民健康保険による退職被保険者の医療給付費の大幅な伸びと、老人保健該当者の医療給付費や介護サービス給付費の増額、施設の老朽化に伴い実施する町営霊園の大規模改修工事などであります。

また、水道事業会計では、第 3 条予算の収入が 4 億 3,278 万円、支出が 3 億 8,411 万 5,000 円。また、4 条予算では収入が 80 万円、支出が 1 億 1,086 万 8,000 円となっております。

次に、この予算に基づき平成 19 年度取り組んでまいります主な施策について、分類、分野ごとに申し述べてまいります。

初めに、福祉、保健、医療について申し上げます。

高齢化社会にあって、高齢者が、住みなれた地域で自立した生活が続けられる環境を整えていくことが、非常に重要な課題と認識しております。広く全国的にも、その取り組みで知られている認知症等介護予防対策としての「フリフリグッパー」を初めとした運動講座、また、栄養講座、睡眠講座の実施、それらを「とねプロジェクト」と呼んでいますが、先般、その成果説明を多くの皆様のご出席をいただき行ったところであります。このプロジェクトに携わっていただいている多くのボランティアの皆様方に、心から感謝を申し上げます。平成 19 年度から 65 歳以上の方を対象に、引き続き、認知症予防対策を行ってまいります。また、介護状態になる前の段階で、いかに自立した生活を送ることができるかなど、その支援を目的として、昨年 4 月、町直営で設置いたしました地域包括支援センターの円滑な運営に引き続き努めてまいります。一方、やむなく介護が必要となった場合には、自宅であるいは施設で適切な介護サービスが受けられるよう、介護保険制度の円滑な運営に努めてまいります。

障害者福祉では、昨年施行された障害者自立支援法に基づき、障害をお持ちの方が持っている能力を生かし、快適な日常生活が送れるよう、関係機関、団体と連携をとりながらサービスの給付と支援を行ってまいります。

さらに、本町においては、介護予防、生活習慣病予防、障害者福祉を一体に進めるため、現在の保健センターと福祉センターを統合し、サービスの拠点を 1 カ所に集め、よりきめ細かいサービスの提供を行ってまいります。19 年度は、統合に向けた詰め作業を行ってまいりまして、関係条例案がまとまり次第ご提案を申し上げ、20 年度の統合を目指してまいります。

また、これまで福祉センターで行っていたデイサービスについては、福祉センターのオープンと同時に、高齢者などを対象にサービスを行ったのが始まりで、その後、平成 12 年度から介護保険制度ができ、介護保険認定者サービスの対象としてまいりました。近年、民間事業によるデイサービス事業が広く展開され、これに至るまで本町で行ってきたこの事業は行政としてその役割を果たしたものと考え、平

成 19 年度をもって廃止し、今後は介護予防を中心とした事業へのシフトをしていきたいと思っております。

次に、子育て支援であります。子供は社会の大切な宝であり、時代を担う子供たちを健やかに育てるには地域社会の重要な役割であります。本町においては、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した町の行動計画により、その支援に努めております。その一つである放課後児童対策事業においては、既に行っております布川小学校、文小学校、文間小学校に続いて、平成 19 年度は新たに太子堂小学校にも開設し、保護者が働きに出て不在の児童の健全な育成を図り、子育てのしやすい環境を整えてまいります。

また、この放課後児童対策事業については、20 年度に町内の小学校が 3 校に統合されることにより、児童クラブの実施拠点をどうするか、対象児童の枠をどうしていくかなど、より効果的で実効性のある事業とするため 19 年度に、これは仮称でございますが、児童クラブ設置運営に関する検討準備委員会を立ち上げ、さらなる児童の健全育成を目指した体制の整備を図ってまいります。

次に、保健医療について申し上げます。町民の皆様が日々健康維持にご努力をされ生活されておられますことは、さまざまな場面でお聞きをしたり拝見しております。健康意識の高さを心強く感じておる次第でございます。申すまでもなく、健康は私たちすべての共通な願いです。町民の皆様お一人お一人が健康で充実した生活が送れるよう、引き続き、健康相談や健診、がん検診等を実施、保健医療体制の強化を図ってまいります。また、あわせて感染症予防のため、予防接種事業を実施してまいります。

次に、学校教育、生涯学習と文化について申し上げます。

学校教育においては、まず、中学校がこの 4 月に統合いたします。これに向け、学校施設や通学路の整備、順次進めてまいりました。新たにスタートする利根中学校の前途を祝福するとともに、円滑な学校運営を進めていけるよう、教育委員会と連携を密にしてまいります。

一方、小学校においては、今期定例会に議案を提出しておりますとおり、平成 20 年 4 月 1 日をもって布川小学校と太子堂小学校を、また、文間小学校と東文間小学校を、それぞれ統合してまいりたいと考えています。

この小学校の統合に当たっては、少子化による町内全域を考えた小学校適正配置について、教育委員会に諮問をいたしました。それを受けて、教育委員会では、利根町小学校適正配置検討委員会を立ち上げ、広くご意見を拝聴するアンケート調査するとともに、保育所、幼稚園、PTA 保護者懇談会を 4 回、また、各行政区の代表に集まりをいただき地区懇談会を 2 回開催し、それらの意見を集約するため、この委員会を 8 回開催して検討をされました。

その結果、本年 1 月 31 日で、その答申をいただいたところであります。関係者の皆様方には、心から感謝を申し上げる次第でございます。無限の可能性を秘めた

本町の子供たちが、集団の中で日常的に切磋琢磨することや、多様な人間関係を築き、豊かな学力とたくましい心身をはぐくむためには適正な規模の学校環境が必要であり、本町の人口分布、地域の文化、歴史、学校施設等を考慮し、布川小学校と太子堂小学校を、また、文間小学校と東文間小学校をそれぞれ統合した方が望ましいと判断をしたわけでございます。19年度はその準備に当たる年に当たりますので、保護者や関係者のご意見を十分に拝聴しながら、統合に向けた準備作業を進めてまいります。

教育面においては、朝の読書活動を初めとした道徳教育の充実、国際語である英語に対する意欲を高めるための語学指導授業、さらに、一つの授業を2人の先生で受け持ち、よりきめ細かな授業を実現するティーム・ティーチングなど、引き続き、学校教育の充実に努めてまいります。

また、学校施設面については、太子堂小学校廊下等床張りかえ工事などを実施して、子供たちが安全に学習できるよう計画的に整備を進めてまいります。

次に、文化の振興について申し上げます。

美しい史跡や文化財は、先人たちが築いた貴重な財産として今に引き継がれています。本町は、長い歴史の中で民俗学の父といわれる柳田國男や「利根川図志」の著者赤松宗旦、画家の小川芋銭、俳人の小林一茶や古田月船など、多くの文化人のかかわりが深い文化の薫り深い町でございます。これら貴重な財産を後世に伝え、継承していくことが私たちの務めであります。引き続き、利根町歴史民俗資料館を核として歴史、文化の伝承に努めてまいります。

次に、生涯学習について。まず、図書館運営について申し上げます。本年2月25日現在で蔵書数が12万8,901点となりました。参考までに平成18年度中の貸し出し件数を申し上げますと、16万9,448件と多くの方に利用していただいております。これからも、より多くの町民の方々にたくさんの本を読んでもらうよう、図書館運営に努めてまいります。

また、利根町公民館については、建築後約20年が経過し老朽化が目立つため、外装と外構の工事と屋根、外壁の防水工事を実施し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、環境への取り組みについて申し上げます。

昨年の記録的な豪雪と打って変わって、ことしは暖冬となりました。観測史上、雪の降らない冬を日々更新している状況にあります。環境問題への取り組みは、現代を生きる私たちに課せられた使命であり、日常生活の中での地味な取り組みの積み重ねにあると思っております。資源回収を初め、ごみ減量化には町民の皆様にご理解、ご協力をいただいているところでありますが、残念ながら、ごみの排出量は年々増加傾向にあります。

参考までに申し上げますと、17年度実績で、前年度より123トン増加の4,434トン、資源物の回収量では、6トン減の909トンとなっております。引き続き、広

報紙等を活用した啓発を行い、ごみの減量化、リサイクル化を推進してまいりますので、なお一層のご協力をお願いを申し上げます。

次に、防災と交通安全、町民生活について申し上げます。

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などから、実に、私たちは多くの教訓を得ました。災害の最大の敵は、私たちの心の中にある、なれや油断であると私は思っております。災害は忘れたころにやってくるの例えのように、常に災害への備えをしていかなければなりません。

本町には、全行政区に結成された自主防災組織があります。災害時における初期活動の中心となるのがこの組織であります。そして、隣近所の常日ごろのおつき合いが、有事の際には最も重要であるということ、私たち一人一人が改めて認識しなければなりません。本町では、約2万人分の飲み水を確保するため造水機を備え、さらに飲料水兼用耐震性防火水槽を町内2カ所に設置し、災害時に備えています。また、さらなる備えとして、茨城県側の利根川沿岸に、いまだ設置されていない、災害時の食糧など物資を備蓄した防災ステーションについて、現在行われている布川・押付地区のスーパー堤防事業地内につくっていただけるよう、直接国土交通大臣にお会いし、要望してまいりました。

災害時における地域防災の中核を担う利根町消防団の皆様方には、昼夜を問わず、町民の生命、財産を守るため活動されておられますことに対しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。19年度は栄橋陸橋拡幅工事に伴い、第1分団の消防機庫を新設し、災害活動の拠点を整備してまいります。

交通安全対策では、常日ごろより交通安全指導隊や交通安全母の会の皆様方にご協力を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。おかげさまで、平成16年12月1日から今日まで、死亡事故ゼロが続いております。引き続き、交通安全運動期間中におけるキャンペーンの実施や、交通安全教室への協力などを行ってまいります。

次に、町民生活について申し上げます。

まず、コミュニティバスの運行につきましては、18年度の事業として進めていたところではありますが、昨年10月に道路運送法が一部改正され、運行許可が必要となりました。しかし、この運行許可業者を利用いたしますと膨大な経費を要します。現在、経費が少なくすむ方法で運行することができないか、その検討をしているところでもあります。町民の皆様方の足の確保は、今後の高齢化社会を見据えた場合、必ず必要となるものでありまして、運行形態も含め、より効果的な事業となるよう検討を重ね、19年度の運行を目指してまいります。

次に、国民保護についてであります。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最少となるよう、町がこれらの措置を総合的に推進するため、国民保護法に基づく利根町国民保護計画を先般策定いたしました。武力攻撃事態など緊急事態が

起きた場合には、この計画に沿って、的確に迅速に行動してまいりたいと考えております。

次に、産業の振興について申し上げます。

本町の農業は、豊かな水と肥沃な水田で発展し、町の基幹産業として定着してきました。しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足、米価の急激な下落等、まさに厳しい状況に置かれております。

このような社会経済状況の変動に強い安定した農業の確立を目指すためには、農地を集団化し大規模で汎用性のある圃場を整備していくことが必要であります。しかしながら、本町の農地はこの基盤整備が進んでおらず、全体の約4割しかございません。他の市町村においては、およそ9割の農地が整備されている中で、いかに整備率が低いかがおわかりいただけるかと思っております。

このようなことから、平成18年度から、約244ヘクタールの事業地面積を持つ利根北部地区基盤整備事業の実施に向けた調査を行ってまいりました。19年度もこれらの一連の調査を行い、本町の農地の基盤整備を進めてまいります。引き続き、生産調整推進対策事業を初めとして、茨城県や利根町農業協同組合、関係機関並びに生産者団体等と連携をとりながら、やる気のある生産者を支援してまいります。

一方、本町の商工業につきましても、町民の生活圏の拡大、ライフスタイルの変化等によって、まさに厳しい状況に置かれております。利根町商工会や関係機関との連携を図りながら経営体質の改善や強化など、その支援対策に努めてまいります。その一つといたしまして、中小企業者が負担する信用保証料の一部を町で負担し、中小企業者の振興及び活性化を図っていきたいと考えております。

次に、都市基盤と生活基盤について申し上げます。

道路整備につきましても、継続事業として布川地内及び八幡台地内の排水整備工事などを実施し、また、各地区からご要望のある住民生活に密着した身近な生活関連道路の整備・維持補修にも、できる限り対応していきたいと考えております。

また、浄化センター周辺環境整備といたしまして、引き続き、浄化センター周辺の生活道路の整備を実施してまいります。利根地区基盤整備によって移管された道路についても、通学路や生活道路を中心に舗装整備を行ってまいります。本町の広域的な道路交通網は、若草大橋架橋による県道美浦栄線バイパスの開通を機に大きく変わってまいります。

私は、単にこれが本町の通過道路とならないよう、延伸線やアクセス道路の整備など、引き続き、関係市町村と一丸となって、茨城県や千葉県など関係機関に対し要望してまいります。

次に、上下水道であります。下水道の普及率は、平成18年3月31日現在83.6%と、県内第4位の普及率を誇っております。19年度は、18年度実施設計を行った羽根野地区污水管管渠敷設工事を行ってまいります。

一方、水道では普及率が95%と、これも県内屈指の普及率を誇っております。19

年度は、加納新田地区及び布川台地区の石綿セメント管布設工事を実施し、安全でおいしい水を安定的に供給してまいります。また、19年度は、18年度に耐震診断を行った浄水場本管の耐震工事を行い、水道施設の維持管理に努めてまいります。

なお、県南水道企業団への加入につきましては、龍ヶ崎市、牛久市、取手市の各市長を訪問し、お願いを続けております。少しずつではありますが進んでおりますので、議員の皆様方のさらなるお力添えをいただきますように、お願いを申し上げる次第でございます。

次に、総合振興計画の一部見直しと、第3期基本計画の策定、行政の評価について申し上げます。

町の将来と施策の指針となる第四次利根町総合振興計画では、将来人口をおおむね3万人、世帯数を8,000世帯と想定して策定されております。この人口フレームが、今後の人口推移をかんがみても相当数のずれが生じるものと思われれます。そこで、総合振興計画に基づき具体的な施策を盛り込んだ第2期基本計画が19年度で最終となり、次期計画として、20年度を初年度とする5カ年間の第3期基本計画を19年度に策定すると同時に、総合振興計画の一部見直しも行ってまいります。今後、龍ヶ崎市と合併するに当たって、この第3期基本計画の中で町の施策の指針を打ち出しておかなければ、まちづくりの話もできませんので、より多くの方々のご意見を反映した計画の策定を行っていきたくと考えております。

次に、行政評価であります。事業が目的を達成して成果が出ているか、効率的に取り組まれているか、また、町が実施する必要があるかなどを評価し、事務事業をより実効性のあるものとするため行政評価を行ってまいります。対象を平成18年度事業とし、18年度決算がまとまり次第取り組んでまいります。

次に、行政改革の推進について申し上げます。

昨年6月、行政改革大綱をもとに細部にわたり具体案を網羅した利根町集中改革プランを策定し、公表いたしました。あわせて、18年度から22年度までの5カ年間の財政収支見通しを立て、財政の健全化へ取り組むため、利根町財政健全化プランも策定し、町民の皆様にご公表したところでございます。現在、このプランに沿って行政改革や財政健全化への取り組みを行っております。

平成19年度予算に当たりまして、今期定例会に提案しておりますとおり、私の給料を2割削減するほか、特別職の給料、費用弁償の削減、さらに、管理職手当を制度改正を含め約3割カットし、人件費で約7,300万円を削減いたしました。このほか、物件費、補助費等の経常経費を含めると、総額で約1億3,000万円を削減いたしました。行政改革は、自治体にとって、常に社会の動向を見据え継続的に取り組まなければならない最大の課題であります。引き続き、全庁総力を挙げて行政改革を断行してまいります。

最後に、市町村合併について申し上げます。

昨年から開催しております地区懇談会の中でも、この合併問題についてさまざま

なご意見、ご提言をいただきました。私は、この懇談会の席上でこれまでの経過や取り組み状況についてご説明申し上げてまいりましたが、多くの町民の皆様方から、合併に対する熱い思いをいただき、なお一層決意を新たにしたところであります。

龍ヶ崎市に対し合併をお願いするには、行政、議会、住民がそれぞれ同じ方向を向いて、ともに進めていかなければなりません。龍ヶ崎市・利根町合併協議会を立ち上げ、1年以上にわたる合併協議を行い、目的達成せず終結を迎えてしまったことが、それが本町側に原因があったにいたしましても、そして一番重要なことは、法的に存続しているこの協議会が、いまだ同じ委員のままであることなど、これらを解決していかなければならないいろいろな問題がございます。これらの問題を解決して初めて、龍ヶ崎市から信頼を得ることができるのではないかと、このように考えておる次第でございます。

もう一つは、茨城県市町村合併審議会からの答申が大きくかかわってくるものと思っております。この審議会の方向も、合併推進の重要な要素になると考えております。来月、統一地方選挙が行われますが、行政、議会、住民が一体となって、龍ヶ崎市との早期合併に全力で取り組んでいく所存でございます。ご協力のほどをお願い申し上げたいと思っております。

以上、平成19年度における町政運営の基本的な考えと施策の概要について申し上げます。本町は、今まさに正念場を迎えていると言って過言ではありません。しかし、お一人お一人の英知を結集して、ともに臨めば、必ずや明るい未来を切り開くことができると、私は確信をしております。議員各位並びに町民の皆様方の町政に対するより一層のご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。私の施策方針とさせていただきます。

続きまして、本日提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

今期定例会におきましては、新年度予算が8件、条例改正が10件、補正予算が5件、条例制定が2件、人事案件が1件、その他3件の合わせて29件のご審議をお願いする次第でございます。

議案第1号は、利根町副町長を置かないことの条例についてで、地方自治法の改正に伴い、助役にかえて副町長を置くこととされましたが、利根町集中改革プランにおいて助役を欠員としていることから、同法第161条第1項ただし書きの規定に基づきまして、副町長を置かないこととするため制定するものでございます。

議案第2号は、利根町振興計画審議会条例の一部を改正する条例で、利根町振興計画の策定に当たっては、町民から広く意見、提言を聴取し策定したいため、委員についての職の枠で限定しないよう改正し、また、利根町集中改革プランに基づき定数を改めるものでございます。

議案第3号は、利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例で、国家公務員の勤務時間等が変更されたことに伴い、国に準じて改めたいものでございます。

議案第 4 号は、利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、行政改革の一環で費用弁償の額を改めるとともに、納税協力員制度の廃止と地方自治法の改正に伴い、語句を改めるものであります。

議案第 5 号は、利根町特別職の職員で非常勤のものの給与及び給料に関する条例の一部を改正する条例で、行政改革の一環として町長の給料の額を改めるとともに、地方自治法の改正に伴い、語句を改めるものであります。

議案第 6 号は、利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例で、行政改革の一環として教育長の給料の額を改めるとともに、地方自治法の改正に伴い、語句を改めるものであります。

議案第 7 号は、利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い、管理職手当については、定率制から給料表別、職務の級別等の定額制に移行し、また、扶養手当については、少子化対策に対応し 3 人目以降の子等に係る支給月額を改めたいものであります。

議案第 8 号は、利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例で、農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する整理に関する嘱託登記について、地方自治法の規定に基づき、手数料を徴収するため改正するものであります。

議案第 9 号は、利根町立学校設置条例の一部を改正する条例で、近年の少子化に伴う町内小学校適正配置のため、布川小学校と太子堂小学校を統合して、名称を布川小学校、位置を現在の太子堂小学校とし、また、文間小学校と東文間小学校を統合して、名称を文間小学校、位置を現在の文間小学校とするため提案するものであります。

議案第 10 号は、利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例で、利根町職員の給与に関する規則との均衡を図るため手当の額を改正するものであります。

議案第 11 号は、利根町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例で、行政改革の一環として、非常勤特別職の費用弁償の額の改正に伴い消防団員の費用弁償についても同様に改めるものでございます。

議案第 12 号は、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例で、地方自治法の改正に伴い、助役、収入役の名称を改正する必要があるため、一括して改正したいため条例を制定するものであります。

議案第 13 号は、茨城県総合事務組合理約の変更についてで、地方自治法など関係法律の一部改正に伴う規定の整備と、茨城県後期高齢者医療広域連合の設立に伴い、広域連合からも事務の委託を受けられるようにするため改めるものであります。

議案第 14 号は、茨城租税債権管理機構規約の変更についてで、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規約の変更を行うため提案するものであります。

議案第 15 号は、平成 18 年度一般会計補正予算（第 4 号）で、歳入歳出それぞれ



7,099万 3,000円を減額し、総額を53億 4,885万 2,000円とするものであります。今回の補正は、年度末に向けての確定分あるいは確定見込みに伴うものであります。

議案第16号は、平成18年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)で、事業勘定の歳入歳出それぞれ1,125万 9,000円を追加し、総額を17億 5,257万 3,000円とするものであります。

議案第17号は、平成18年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)で、歳入歳出それぞれ684万 2,000円を減額し、総額を3億 6,233万 1,000円とするものであります。

議案第18号は、平成18年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第3号)で、歳入歳出それぞれ51万 5,000円を減額し、総額を1,580万円とするものであります。

議案第19号は、平成18年度利根町介護保険特別会計補正予算(第3号)で、歳入歳出それぞれ549万 4,000円を追加し、総額を8億 5,979万 2,000円とするものであります。

議案第20号は、利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、利根町大字布川3355番地、伊藤 壽氏を利根町固定資産評価審査委員会委員に選任したいため、議会の同意を求めるものであります。

議案第21号は、龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について、現在締結している龍ヶ崎市との公の施設相互利用に関する協定について変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号は、平成19年度利根町一般会計予算で、極めて厳しい財政状況を踏まえながら、一般行政経費を極力節減抑制し、諸施策の推進と健全財政の確立に配慮した予算編成を行いました。予算規模は49億 9,822万 2,000円で、前年度と比較いたしますと1億 6,513万 7,000円の減で、率にいたしまして3.2%の減であります。

議案第23号は、平成19年度利根町国民健康保険特別会計予算で、事業勘定につきましては、総額を歳入歳出それぞれ20億 229万 8,000円とするもので、前年度と比較して4億 3,596万 6,000円の増で、率にして27.8%の増となっております。また、施設勘定につきましては、総額を歳入歳出それぞれ1億 963万 2,000円とするもので、前年度と比較いたしますと927万 5,000円の減で、率にいたしまして7.8%の減となっております。

議案第24号は、平成19年度利根町老人保健特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ13億 886万 3,000円とするもので、前年度と比較いたしますと1億 4,996万 7,000円の増で、率にいたしまして12.9%の増となっております。

議案第25号は、平成19年度利根町公共下水道事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ3億 6,749万 8,000円とするもので、前年度と比較いたしますと1,414万円の増で、率にいたしまして4%の増となっております。

議案第 26 号は、平成 19 年度利根町営霊園事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ 3,028 万 7,000 円とするもので、前年度と比較いたしまして 1,505 万円の増で、率にいたしまして 98.8%の増となっております。

議案第 27 号は、平成 19 年度利根町介護保険特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ 8 億 2,766 万 9,000 円とするもので、前年度と比較いたしまして 5,716 万円の増で、率にいたしまして 7.4%の増となっております。

議案第 28 号は、平成 19 年度利根町介護サービス事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ 4,602 万 4,000 円とするもので、前年度と比較いたしまして 120 万 4,000 円の増、率にいたしまして 2.7%の増となっております。

議案第 29 号は、平成 19 年度利根町水道事業会計予算で、業務の予定量は、給水戸数 6,283 戸、年間給水量 178 万 8,000 立方メートルと定め、第 3 条予算の収入は 4 億 3,278 万円、支出は 3 億 8,411 万 5,000 円とするものであります。また、第 4 条予算の収入は 80 万円、支出は 1 億 1,086 万 8,000 円とするものであります。

以上、全議案の概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（飯田 勲君） 総括説明が終わりました。

暫時休憩します。

午前 11 時 02 分休憩

午前 11 時 15 分開議

議長（飯田 勲君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（飯田 勲君） 日程第 3、議員提出議案第 1 号 利根町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者五十嵐辰雄君。

〔 8 番五十嵐辰雄君登壇 〕

8 番（五十嵐辰雄君） 議員提出議案第 1 号

平成 19 年 3

月 8 日

利根町議会議長 飯 田 勲 様

提出者	利根町議会議員	五十嵐	辰	雄
賛成者	同	今	井	利
同	同	坂	本	啓
同	同	野	村	修
				身

利根町議会会議規則の一部を改正する規則

提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の改正により、委員会による議案提出が認められたので、会議規則の一部改正を提案します。

#### 利根町議会会議規則の一部を改正する規則

次のページに、参考資料といたしまして現行の規則と改正案があります。改正する部分については、下線があります。

それでは、ご説明申し上げます。

利根町議会会議規則（平成元年利根町規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条に次の 1 項を加える。

（議案の提出）

3、委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付して委員長が議長に提出しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長（飯田 勲君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第 1 号 利根町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議長（飯田 勲君） 日程第 4、議員提出議案第 2 号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者五十嵐辰雄君。

〔 8 番五十嵐辰雄君登壇 〕

月 8 日

利根町議会議長 飯 田 勲 様

提出者	利根町議会議員	五十嵐	辰	雄
賛成者	同	今	井	利
同	同	坂	本	啓
同	同	野	村	修
				身

利根町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をいたします。

地方自治法の改正により、閉会中の委員の選任、常任委員会の所属の変更及び議会運営委員及び特別委員の辞任を議長が行えることになったので、委員会条例の一部改正を提案する。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定によって提出します。

利根町議会委員会条例の一部を改正する条例でございますが、次のページに、参考資料がございます。現行の規則と改正案があります。改正する部分につきましては、下線があります。

それでは、朗読いたします。

利根町議会委員会条例（平成元年利根町条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては議長が指名することができる。

2、議長は、常任委員の申し出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。

第 11 条第 2 項を次のように改める。

2、議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては議長が許可することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長（飯田 勲君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第2号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（飯田 勲君） 日程第5、議案第1号 利根町副町長を置かないことの条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） 議案説明の前に、今期定例会に地方自治法の一部改正に伴う条例改正案が何件か提出されておりますので、今回の地方自治法の主な改正点について簡単にご説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律は、平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行されることとされました。

第1に、副知事及び助役制度の見直しに関する事項で、市町村の助役にかえて市町村に副市町村長を置くものとされたこと、これは第161条第1項関係でございます。この中で、副市町村長の定数は条例で定めるものとされており、現在定数条例を定めていない地方公共団体においては、副市町村長を置く場合、改正法の施行までに当該条例を定める必要がございます。また、第161条第1項ただし書きには、「ただし、条例で置かないことができる」と規定されており、副市町村長を置かない場合にも、改正法の施行までに副市町村長を置かないことの条例を定める必要がございます。

第2に、出納長及び収入役制度の見直しに関する事項では、出納長及び収入役を廃止し、普通地方公共団体に会計管理者を置くものとされたこと、これは第168条第1項関係でございます。

第3に、吏員制度の廃止に関する事項では、普通地方公共団体の吏員とその他の職員の区分を廃止するものとされ、事務吏員及び技術吏員の区分も廃止されるため、各地方公共団体の職員に関する区分について見直しが必要となっております。

また、今回の改正法では、ほかに監査委員制度の見直しに関する事項、財務に関する制度の見直しに関する事項、議会制度の充実に関する事項などの改正点がござ

います。

以上が、主な改正点でございます。

それでは、議案第1号 利根町副町長を置かないことの条例について、補足してご説明いたします。

今回の条例制定は、地方自治法の改正に伴いまして、助役にかえて副町長を置くこととされましたが、利根町集中改革プランにおいて、目標年度である平成21年度までは助役を欠員とするとしていることから、地方自治法第161条第1項ただし書きの、市町村に副町長を置く、ただし条例で置かないことができるとの規定に基づきまして、副町長を置かないこととするため提案するものでございます。

また、附則で、この条例は平成19年4月1日から施行すると規定するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（飯田 勲君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号 利根町副町長を置かないことの条例については、本日は、議案調査のため説明のみにとどめ、本定例会最終日、3月22日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長（飯田 勲君） 日程第6、議案第2号 利根町振興計画審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第2号 利根町振興計画審議会条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、第3条の組織関係について改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表に基づきましてご説明申し上げますので、そちらをごらんになっていただきたいと思います。

まず、第3条第1項、審議会は、「利根町に居住し、又は通勤若しくは通学している個人のうちから町長が委嘱する委員をもって組織する」と改正するものでございます。

これは提案理由にもございまして、職域などの枠を設けまして、そして、その区分に基づいて定数を設けていたものを、職域の枠などの限定をしないで町民、これには町民の範囲の中には、町内に勤務をする方、もしくは通学をする方などの

個人を含みますが、それらの方々から広く、意見、提言をお聞きして計画を策定したいことから、改正をするものでございます。

次に、第2項で、委員の定数を利根町集中改革プランの方針に基づきまして、15名以内にするものでございます。

第3項につきましては、委員の任期を委員の委嘱から2年としておりましたが、審議会の所掌事務が終了いたします「計画の策定が終了するまでの期間」とするものでございます。

第4項につきましては、第1項の改正によりまして、字句の整理をするものでございます。

第5項については、第3項の追加により1項繰り下がったものでございます。

附則で、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（飯田 勲君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号 利根町振興計画審議会条例の一部を改正する条例については、本日は、議案調査のため説明のみにとどめ、本定例会最終日、3月22日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長（飯田 勲君） 日程第7、議案第3号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から日程第11、議案第7号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までの5件を一括議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第7、議案第3号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から日程第11、議案第7号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例までの5件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

議案第3号から議案第7号について、総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、まず、議案第3号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

今回の改正は、人事院規則の改正により国家公務員の勤務時間等が変更されたこ

とに伴い、国に準じて制度を改めたいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

第6条は、休憩時間の規定でございまして、第1項中それぞれ下線の引いてある部分の「、6時間」を「6時間」に、「少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間」とあるものを「、少なくとも1時間」に、また「、それぞれ勤務時間」とあるものを「勤務時間」に改正するものでございます。

次に、第6条第2項中、「前項」を「第1項」に、「規則で」を「規則の」に改めまして、この第2項を第3項として、第1項の次に第2項を追加して、「任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる」と規定するものでございます。

次に、第7条は、休憩時間についての規定でございしますが、今回の制度改正で休憩時間が廃止されるため、第7条を削除と規定するものでございます。

次に、第8条の2は、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務についての規定で、現行の第1項及び第2項中の下線部分の「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に、「当該子」を「その子」に、「規則で」を「規則の」にそれぞれ改めまして、改正案の第1項に、第1号「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」と、第2号「小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの」を加えるものでございます。

簡単にご説明いたしますと、現在、職員の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まででございまして、午前と午後に、それぞれ15分間ずつの有給の休憩時間がございました。しかし、今回の制度改正では、この休憩時間が廃止されまして、午前中は、8時半から正午まで3時間30分勤務を行いまして、正午から午後1時までの1時間の休憩時間を取り、午後は、1時から5時30分まで4時間30分の勤務となり、合計で1日8時間の勤務になるわけでございます。これによりまして、役場の開庁時間が、午前8時30分から午後5時30分までになります。昼休みの窓口事務等につきましては、従前のとおり実施したいと考えております。

また、附則で、この条例は平成19年4月1日から施行すると規定するものでございます。

次に、議案第4号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

今回の改正は、行政改革の一環として費用弁償の額を改めるとともに、納税協力員制度の廃止及び地方自治法の改正に伴い、語句を改めたいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

現行では、第3条第1項中、町長の後に「、助役、収入役並びに」とあるものを



削除しまして、改正案では「町長及び一般職の」と改めるものでございます。

第4条は、特別職の費用弁償の規定でございまして、第4条中、「1日につき2,000円」とあるものを「1日につき1,000円」と改めるものでございます。

また、別表第1中、納税協力員の報酬についての規定は、制度の廃止に伴いまして削除するものでございます。

次に、附則の第1項で、この条例の施行期日を平成19年4月1日と規定し、附則の第2項で、改正後の経過措置を規定するものでございます。

第4号につきましては、以上でございます。

次に、議案第5号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

また、先ほど第5号の町長の説明の中で、ここが、利根町特別職の職員で非常勤と説明の中で言ってしまいましたので、この場でご訂正させていただきます。

今回の改正は、行政改革の一環として町長の給料の額を改めるとともに、地方自治法の改正に伴い、語句を改めたいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、題名中「利根町特別職の職員で常勤のもの」を、改正案では「利根町長」に改めるものでございます。

次に、第1条の趣旨規定の中の「次に掲げる特別職に属する職員」とあるものを「町長」に改め、同条の各号を削除いたします。

また、第2条の給与の種類の規定の中の「前条各号に掲げる者（以下「常勤特別職」という）」を「町長」に改めるものでございます。

次に、第3条は、常勤特別職である町長、助役、収入役の給料を別表第1のとおり規定しておりますが、改正案では、この別表第1を削除し、第3条の条文の中に、「町長の給料は、月額53万2,000円とする」と改めるものでございます。これは、現行の町長の給料から20%減額した金額でございます。

次に、第7条は、旅費の額の規定でございまして、現行の第1項の全文を「車賃、日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当の旅費の額は、別表第1の定額による」と改めるものでございます。

また、現行の別表第2（第7条関係）でございまして、この中での内国旅行と外国旅行の旅費の額を町長、助役、収入役と区分して現在は規定されておりましたが、改正案では、「別表第2」を「別表第1」に改めまして、区分を設けずに表のとおり改正するものでございます。

次に、備考の第2項第2号の死亡手当について、現行は、表の中で、町長、助役及び収入役と区分しておりましたが、改正案では、条文で死亡手当52万円と規定するものでございます。

また、附則で、施行期日を平成19年4月1日と規定するものでございます。

議案第5号については、以上でございます。

次に、議案第 6 号 利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

今回の改正は、行政改革の一環として教育長の給料の額を改めるとともに、地方自治法の改正に伴いまして、語句を改めたいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第 2 条は、教育長の給与の規定でございまして、第 2 項中「月額 52 万 1,000 円」を改正案では「月額 46 万 8,900 円」に改めるもので、これは現行の給料月額から 10% 減額した金額でございます。

次に、第 3 条は、教育長の旅費の規定でございまして、現行では、「特別職給与等条例に規定する助役の例による」と規定していますが、改正案では、第 1 項で「教育長が公務のため旅行したときは、旅費を支給する」と規定し、第 2 項から第 4 項を新たに追加して旅費の額を規定するものでございます。

また、附則で、施行期日を平成 19 年 4 月 1 日と規定するものでございます。

議案第 6 号については、以上でございます。

次に、議案第 7 号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明いたします。

今回の改正は、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い、管理職手当については年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から給料表別・職務の級別等の定額制に移行し、扶養手当については少子化対策に対応し、3 人目以降の子等に係る支給月額を改めたいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第 10 条は、管理職員手当の規定で、現行の第 2 項の下線を引いた部分の条文を改正案では「前項の規定による管理職員手当の月額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の 100 分の 25 を超えてはならない」と改めるものでございます。

次に、第 11 条は扶養手当の規定で、現行の第 3 項の下線部分の「のうち 2 人まで」を削り、「それぞれ」を「1 人につき」に改め、「、その他の扶養親族については 1 人につき 5,000 円」を削るものでございます。

また、附則の第 12 項の次に、改正案では新たに附則を加えまして、附則第 1 項で施行期日を平成 19 年 4 月 1 日と規定するものでございます。

附則第 2 項で、現行の附則の第 10 項中の下線部分を削り、「第 9 項」とあるものを改正案では「第 9 項まで」と改めると規定するものでございます。

簡単にご説明しますと、管理職手当につきましては、現在、給料月額の何%を支給するという定率制をとっております。これは、管理職職員のそれぞれの給料月額が異なりますので、管理職員手当も一人一人金額が異なっておりました。今回の改正では、給料表の等級により管理職員手当を一定の金額に定める定額制に改正す

るものでございます。現行の支給方法は、本則の支給率が課長職で給料月額  
の10%、主幹が9%、副主幹が8%になっておりますが、平成18年度は行革により  
まして、課長が10%、主幹が8%、副主幹が6.4%の支給率になっております。平  
成19年度は行政改革をさらに進めるため、本則から算出した管理職員手当の額  
から一律30%を削減することになっておりました。よって、今回定額制に変更す  
際には、この30%削減した平均の金額を定めてございます。

以上で、説明を終わります。

議長（飯田 勲君） 説明が終わりました。

まず、議案第3号に対する質疑を行います。

12番高木洋子さん。

〔12番高木洋子さん登壇〕

12番（高木洋子さん） それでは、議案第3号につきまして質疑いたします。

国家公務員の勤務時間が変更されたことに伴って、国に準じて休息時間をなくす、  
これは第7条に関してですね、休息時間をなくすとした内容だと思います。これは、  
先ほど課長の方からご説明ありました。

そして、この利根町におきましては、要するに今後、このことによりまして勤務  
時間が8時30分から午後5時30分、そして、午前と午後の休息時間がなくなった  
ということでも15分、今まで5時15分だったのが5時30分まで、そして、お昼の  
休憩時間は1時間という形になると、先ほど説明がございました。5時15分が15  
分間延びて5時半になったということでも、職員にとりましては大きな影響が出て  
くる人もあると思います。この件に関しまして、当事者である職員の意向につい  
てはどのような形で把握されたのか、職員組合と話し合われたのかどうか、この点  
についてお伺いをしたいと思います。

議長（飯田 勲君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） ただいまのご質問に答弁いたします。

お昼の休憩時間を1時間、本来でありますと45分から1時間までとれるという  
ことで、1時間とると終了の時間が5時15分から5時半に延びてしまうというこ  
とですが、この件につきましては、前もって職員組合にお願いしまして、職員のア  
ンケートをとってございます。

職員のアンケートでは、昼休みは45分で現在と同じ勤務時間で5時15分という  
ことで、組合の方の希望は何っております。それをもとに庁議の方で諮りまして、  
組合の意見も酌み入れた中で、最終的には、町民にとって15分でも延びた方がい  
いだろうというような結論に達しまして、昼休みの休憩時間を1時間とって、5時  
15分までの勤務を5時半まで延ばしたという経過でございます。

議長（飯田 勲君） 12番高木洋子さん。

12番（高木洋子さん） 職員組合の希望としましては、昼休みが45分でも5

時 15 分で帰るということが多かったということなんですね。それは、職員の大体何%ぐらいかというのを把握していらっしゃいますか。

わからない。そうですか。で、最終的には、庁議の中での結論ということで、このように提案したということですね。そうですか、事情はわかりました。

議長（飯田 勲君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 3 号 利根町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立多数です。したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 4 号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立全員です。したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第5号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第6号 利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第7号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（飯田 勲君） 日程第 12、議案第 8 号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

経済課長吉浜昇一君。

〔経済課長吉浜昇一君登壇〕

経済課長（吉浜昇一君） それでは、議案第 8 号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

利根町手数料徴収条例第 12 条第 13 号の条文中にある鳥獣保護及び狩猟に関する法律が全部改正されたことによって、旧法の片仮名書きの文語体から平仮名書きの口語体に改めましたので、新法の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称を改正するものでございます。

参考資料をお願いしたいと思います。

次に、利根町手数料徴収条例第 2 条第 14 号に新たに、農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令による嘱託登記手数料条例の制定でございます。

農業経営基盤強化促進法ですが、これにつきましては、町の農業経営基盤強化促進法の基本構想が示されておりまして、その中で、農業が職業として選択を得る魅力とやりがいのあるものとなるよう将来の農業経営の発展の目標を明らかにして、農業を主業とする農業者が、効率的かつ安定的に農業経営を円滑に行うことを目的とする内容でございます。

新たに追加するものでございますが、利根町手数料徴収条例第 2 条第 14 号に新たに、農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令による嘱託登記手数料条例を制定するものでございまして、この手数料については、農業経営基盤強化促進法第 21 条の規定により不動産登記の特例を定める法律で、町が今まで、これからも同じですが、嘱託登記をすることができると定められておるわけございまして、登記の嘱託に要する、今回、経費を、地方自治法第 227 条と第 228 条の規定に基づいて、登記の嘱託を請求する者から手数料を徴収するというところでございます。

参考資料にもございますように、手数料の内訳につきましては、売買による所有権の移転については 5,000 円、土地の表示登記については 3,000 円、土地の表示の変更または更正の登記について 3,000 円、土地の名義人の表示の変更または更正の登記について 3,000 円と定め、これらの手数料は、1 件の登記について 3 筆までの金額であり、3 筆を超えると、1 筆増すごとに 500 円を加えるという改正案でございます。ただし、相続については登記は除外するというところでございます。相続についてはいろいろな問題点がございまして、相続については、今までも嘱託ではやっておりません。

この条例につきましては、地方自治法第 227 条の中で、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものについては手数料を徴収す

ることができるという内容になってございまして、第 228 条につきましては、その手数料を取る中においては条例で定めるという内容になってございます。そういう中で、今回、農業経営基盤強化促進法に伴う不動産登記に関する政令の中での嘱託登記の手数料を徴収するというところでございます。

この特定ということですが、利根町におきましては、農地利用集積計画がございまして、それと、耕作面積が、利根町の平均でございまして 163 ヘクタールと、年齢制限が 70 歳未満の方ということですが、そういう特例がございまして、そういうものが特定の中に入ることです。

ただ、農業経営基盤強化促進法に基づきますと、要するに、税法上の特例措置 800 万円の控除がございまして、その 800 万円の控除の中で、要するに、農地の所有権を移転する中においては、今、小さい農家がだんだん農家をやめていくような状況がございまして、その農業経営基盤強化促進法に基づいた所有権の登記をお願いしたいということで、経済課の方に上がってまいります。

ただ、これ、上がってくるんですが、上がってきた中において、町の方から農業委員会の方に諮問しまして、農業委員会の方で諮問された中で、この農業経営基盤強化促進法が成立するという内容になってございます。

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行するというところでございます。

以上でございます。

議長（飯田 勲君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 8 号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立多数です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議長（飯田 勲君） 日程第 13、議案第 9 号 利根町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

教育委員会事務局長野口善男君。

〔教育委員会事務局長野口善男君登壇〕

教育委員会事務局長（野口善男君） それでは、議案第9号 利根町立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

提案理由としましては、少子化に伴う町内小学校適正配置のため、布川小学校と太子堂小学校を統合しまして、名称を布川小学校とし、位置を現在の太子堂小学校とします。また、文間小学校と東文間小学校を統合して、名称を文間小学校とし、位置を現在の文間小学校とするため提案するものでございます。

利根町立学校設置条例の一部を次のように改正します。

別表第1、小学校の設置ですが、小学校5校のうち、統廃合によりまして3校となり、布川小学校の位置が変わります。まず、小学校の名称ですが、利根町立文小学校、位置が茨城県北相馬郡利根町大字下曾根 254番地、利根町立布川小学校、茨城県北相馬郡利根町大字布川 4230番地、利根町立文間小学校、茨城県北相馬郡利根町大字大房 228番地。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行するものです。

参考資料としまして新旧対照表を添付してございます。

以上でございます。

議長（飯田 勲君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

6番坂本啓次君。

〔6番坂本啓次君登壇〕

6番（坂本啓次君） 議案第9号の内容につきまして、一言、町長にお願いしたいので、質問したいと思います。

やはり布川小学校が創設して、明治以来100年近くあるという歴史を考えますと、布川小学校の現在位置、今ある、もとは私たちが、30年、40年くらい前は、中学校として使っていたところでございます。やはり利根町の中の地形、その他を考えても、現小学校をなくすということは、非常に寂しく感じるところであります。

だから、今、理由の中に、やはり耐震問題とか危険性とかを考える場合、確かに仕方がないかなと思われるが、現在位置を見たら、景観と位置の合理性を考えた場合は、現布川小学校は、すべてに対して立地条件は備わっていると思います。だから、予算が余り、予算が余るということはないんだけど、何年か過ぎても、あの布川小学校の位置を、やはり現に、布川小学校として戻りたいというような希望が、私にあります。だから、多少金がかかっても、できるようになったら、耐震措置等を施し、太子堂は太子堂で残す。ただ、あれは、ほかの利用にするという最適な場所ではありますが、やはり現布川小学校を再度布川小学校として建て直してほしいという希望を申し上げたいと思います。

ただし、あと、利根町の危険災害、利根川があります。利根川の災害のときなど



の避難場所としての的確さについては、やはり現布川小学校は、考えることは当然でございます。その位置からも、やはり再度、何年か過ぎてからは必ず戻すというような観点を中に入れながらこの条例を施行してほしいと思います。希望的な観測になってしまつてごめんなさい。

それでは、町長に、数年後にこれを戻すというような考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

以上でございます。

議長（飯田 勲君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 今は 20 年 4 月からの統合のお話でございまして、今その議論はできないと。要するに 19 年度に置いておいて、いろいろと皆様方の意見が取り入れられると思うんで、その中で検討していかざるを得ないと。

ただ、布川小学校をもう一度あの台地に戻すかどうかというのは、ちょっとどうですかね。今現在では無理のような感じがいたしますけれども、それも皆さんの意見を聞かないとわかりません。でも、今現在の保護者や、関係者の皆様方は、太子堂でいいということで移したわけですから、それをまた近い将来といいますが、また布川小学校に戻すということについては、何とも私からはお答えしようがございません。

以上です。

議長（飯田 勲君） 6 番坂本啓次君。

6 番（坂本啓次君） やはり、いろいろ地元、既に小学校から全然関係なくなっている家庭もございますね。そういう方に言わせますと、やはり審議委員の中に、我々長老というか、布川に住んでいた者が 1 人も入っていないと。現在の生徒並びに P T A 役員等で決められていたんじゃないかというような意見がありましたので、一応、現行では仕方ないんじゃないかという、私もそれは認識しております。でも、既に子供に、何ていうの、縁のなくなった地域の方々にも不満があるみたいなので、一応、私は、その不満の中において布川小の立地条件等を見たときに、やはりそれだけの価値がある場所であるということで、一応、異議ではないんですが、意見として申させてもらいました。

町長言われたように、仕方ないということになれば仕方ないんだろうけれども、ただ、一町民の中にはそういう考え方も、私と同様の考え方もいるということを確認していただけると、ということで私の意見として質疑を終わらせていただきます。

議長（飯田 勲君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 9 号 利根町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立全員です。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議長（飯田 勲君） 日程第 14、議案第 10 号 利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

水道課長飯塚正夫君。

〔水道課長飯塚正夫君登壇〕

水道課長（飯塚正夫君） それでは、議案第 10 号 利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

参考資料をお願いいたします。

特殊勤務手当の中の第 3 項、アンダーライン引いてございますけれども、限度額を 「 5,000 円」から「 5,800 円」に改定するというものでございます。

これの内容といたしましては、利根町水道課職員の特殊勤務手当の限度の改正でありまして、現在、勤務時間外の施設の補修、夜間の警備等を水道課職員 4 人に交代で待機させております。それで、365 日 24 時間体制で行っております。その手当の額の基準でございますけれども、利根町職員の給与に関する規則第 1 項及び第 2 項の規定の改正されているものに合わせるため、今回改正するものでございます。

ちなみに、今現在 365 日、職員がやっておりますけれども、これに民間に委託しますと、施設の保守点検監視を他の市町村の事例を見ても、約 2,000 万円ほどかかると見積もられております。それを職員で行いますと、約 120 万円程度で行っておりまして、経費の削減が図られているといったところでございます。

以上です。

議長（飯田 勲君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 10 号 利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立全員です。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議長（飯田 勲君） 日程第 15、議案第 11 号 利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例から日程第 17、議案第 13 号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更についてまでの 3 件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第 15、議案第 11 号 利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例から日程第 17、議案第 13 号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更についてまでの 3 件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

議案第 11 号から議案第 13 号について、総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、まず、議案第 11 号 利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

これは、行政改革の一環として、非常勤特別職の費用弁償の額の改正に伴いまして、消防団員の費用弁償についても同様に改めたいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第 13 条は費用弁償の規定でありまして、第 1 項中、水火災の場合 1 回につき「2,400 円」を「2,000 円」に、警戒の場合 1 回につき「2,400 円」を「2,000 円」に、訓練の場合 1 回につき「2,400 円」を「1,500 円」に改め、現行の同条第 2 項中、下線部分の「については助役相当職」を削り、「8 級」を「6 級」に、「4 級」を「3 級」に、「2 級」を「1 級」に改めまして、同条第 3 項中、消防団員が会議に出席したときの費用弁償「2,000 円」を「1,000 円」に改めるものでございます。

また、附則で、施行期日を平成 19 年 4 月 1 日から施行すると規定し、第 2 項で経過措置を規定するものでございます。

次に、議案第 12 号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

について、補足して説明いたします。

今回の条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が、平成 18 年 6 月 7 日に法律第 53 号として公布されましたことに伴いまして、関係条例の一括改正でございます。

この法律の概要といたしましては、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、助役制度及び収入役制度を見直し、吏員制度の廃止に関する事項などの措置が講ぜられており、平成 19 年 4 月 1 日から施行されることとなっております。

それでは、新旧対照表において個別にご説明いたします。

第 1 条は、利根町課等設置条例の一部改正でございます。第 2 条の総務課の分掌事務の中で、「助役」の文言を削除してございます。

次に、第 2 条は、利根町政治倫理条例の一部改正でございます。第 1 条の目的規定の中で「、助役、収入役」の文言を削除しております。

第 3 条は、利根町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。別表の中で、旅費の額が助役に相当する額となっており、利根町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正で、助役が削除されますので、別表を削除しまして、第 2 条に報酬額を、第 3 条第 2 項に旅費の額をそれぞれ規定しております。また、報酬額、旅費の額ともに現行額と変更はございません。

第 4 条は、利根町特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。第 2 条の所掌事項の中で、「、助役及び収入役」の文言を削除しております。

第 5 条は、利根町行政財産の使用料徴収条例の一部改正でございます。第 1 条の趣旨の規定の中で、地方自治法の引用条項の変更でございます。

第 6 条は、利根町都市計画審議会条例の一部改正でございます。第 5 条の中で「助役」の文言を削除しております。

また、附則で、この条例は平成 19 年 4 月 1 日から施行すると規定するものでございます。

次に、議案第 13 号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更について、補足してご説明いたします。

今回の改正は、消防組織法、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るものと、本組合の事務所の位置について、地番を表示することとしたものと、茨城県後期高齢者医療広域連合の設立に伴い、広域連合からも事務の委託を受けられるよう改めたいので提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

第 4 条第 3 号ア中「第 15 条の 7 第 1 項」を「第 24 条第 1 項」に改め、同号工中「第 34 条」を「第 45 条」に改めるものでございます。

次に、第 5 条中、水戸市笠原町の次に「 978 番 26」を加えるものでございます。

次に、第 10 条第 2 項及び第 4 項中「助役及び収入役」を「理事」に改め、同条の第 7 項中「助役及び収入役」を同じく「理事」に改めまして、同項ただし書き中の「助役」を「理事」に改めるものでございます。

次に、第 11 条第 3 項中「助役」を「理事」に改めまして、同条第 4 項を削り、同条の次に、改正案では会計管理者の条文を設け、第 11 条の 2 「組合に会計管理者 1 人を置く」、第 2 項で「会計管理者は、補助機関である職員のうちから組合長が命ずる」、第 3 項「会計管理者は、組合の出納その他の会計事務をつかさどる」を新たに加えるものでございます。

次に、第 12 条第 1 項中「吏員その他の職員」を「職員」に改め、第 15 条中、一部事務組合の次に「及び広域連合」を加えるものでございます。

附則の第 1 条は、施行期日の規定でございまして「この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 5 条及び第 15 条の改正規定は、茨城県知事の許可のあった日から施行する」と規定するものでございます。

次に、第 2 条は、助役に関する経過措置を規定するものでございます。

次に、第 3 条は、収入役に関する経過措置を規定するものでございます。

以上で、議案第 11 号から第 13 号の補足説明を終わります。

以上でございます。

議長（飯田 勲君） 説明が終わりました。

まず、議案第 11 号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

17 番会田瑞穂君。

〔 17 番会田瑞穂君登壇 〕

17 番（会田瑞穂君） 会田でございます。

議案第 11 号について反対の討論をさせていただきます。

近年、消防団に課せられる任務が多発しております。利根町は商工業が少なく、県外で働いている団員が多いところでもあります。また、少子化という問題もございます。毎年、消防団員は激減しております。

水と緑に恵まれた利根町であるが、温暖化が叫ばれている中で、一級河川が 2 本も入り、合流地点に位置づけされた地域でもあります。上流で大雨が降りますと河川増水になり、巡視、見回りに入ります。10 数カ所の危険地区の警戒が必要になります。

火災、水害で町民の生命、財産を守るためには、消防団員の力を借りなければ町は守れません。条例定数、昭和時代には 330 名、現在は条例定数 280 名のところ、女性団員を含めて 250 名が現状になっております。その中で 80% が会社員です。災害出動できる団員は、会社を休んで、昼間、約 50% の出勤率です。

今、こういう話も聞きました。ある県議会では、消防団員をふやそうと税金の低

減を議案として提出しております。賛成される見通しだと耳にしております。

団員の皆さんは郷土愛から入団されておりますが、仕事を休んで出勤するのは並大抵ではございません。団員確保また士気向上のためにも、11号議案には反対せざるを得ません。

以上でございます。

議長（飯田 勲君） 討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 11 号 利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立少数です。したがって、議案第 11 号は否決されました。

次に、議案第 12 号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 12 号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立全員です。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 13 号 茨城県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立全員です。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議長（飯田 勲君） 日程第 18、議案第 14 号 茨城租税債権管理機構規約の変更についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

税務課長鈴木弘一君。

〔税務課長鈴木弘一君登壇〕

税務課長（鈴木弘一君） それでは、議案第 14 号 茨城租税債権管理機構規約の変更につきまして、補足してご説明申し上げます。

提案理由ですが、次のページをお願いいたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、収入役制度の見直し及び吏員制度の廃止に係る茨城租税債権管理機構規約を変更することについて協議したので、地方自治法第 290 条の規定により提案するものでございます。

新旧対照表にて説明申し上げます。

左側が現行で、右側が改正案でございます。

現行の 5 条第 2 項と第 8 条の 1 項、2 項の「収入役」を削除するものでございます。

続きまして、第 9 条の第 2 項「収入役は、管理者が機構の議会の同意を得て選任する」を削除しまして、新たに会計管理者として第 10 条 1 項「機構に会計管理者 1 人を置く」、2 項「会計管理者は、補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる」という条文を加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

現行の第 10 条の「第 8 条」を「第 8 条及び第 10 条」に、「吏員その他の職員」を「職員」に改めまして、同条を第 11 号としまして、以下、1 号ずつ繰り下げるものでございます。

附則としまして、この規則は平成 19 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（飯田 勲君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 14 号 茨城租税債権管理機構規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立全員です。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後零時 39 分休憩

午後 2 時 00 分開議

議長（飯田 勲君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（飯田 勲君） 日程第 19、議案第 15 号 平成 18 年度利根町一般会計補正予算（第 4 号）から日程第 23、議案第 19 号 平成 18 年度利根町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）までの 5 件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第 19、議案第 15 号から日程第 23、議案第 19 号までの 5 件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第 15 号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第 15 号 平成 18 年度利根町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費でございます。これは、後期高齢者医療広域連合設立準備事業で、75 歳以上の後期高齢者につきまして、新たに後期高齢者医療制度が平成 20 年 4 月に創設されることに伴いまして、制度準備のための経費について、平成 18 年度補正予算が国において決定されております。そして、その具体的な準備といたしまして、広域連合に対する住民情報提供及び保険料徴収システム開発を行い、制度導入に対応するための措置を行うものでありますが、年度内に終了することがで



きないことから 157万 5,000円を繰り越しするものでございます。

次に、第3表、地方債の補正で、道路整備事業につきましては、ふるさと農道緊急整備事業としまして工事の事業費が確定したことにより、その限度額を 370万円減額をいたしまして総額を 5,930万円に変更するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、款11の分担金及び負担金から款20の町債までのそれぞれ増減がございます。今年度末までの確定分、もしくは確定が見込まれるものにつきまして補正するものでございます。

それでは、その主な内容につきましてご説明申し上げます。

款11の分担金及び負担金、目1民生費負担金で21万円の増額につきましては保育料の徴収金で、入所児童数及び保育料徴収階層の確定によるものでございます。

続きまして、目2農林水産業費負担金で566万6,000円の減額でございますが、利根東部地区湛水防除事業の事業費が確定したことによるものでございます。

次に、款13の国庫支出金、項1国庫負担金、目1の民生費国庫負担金で373万1,000円の減額となっております。

節1の社会福祉費負担金の194万7,000円の増額につきましては、補装具の給付に伴います増及び障害者自立支援事業の導入によるサービス業務の増加に伴うものでございます。

また、節2児童福祉費負担金の390万8,000円の減額につきましては、保育所運営費負担金で、入所児童数が見込みより少なかったものによるものでございます。

節3から節7までの児童手当負担金の減につきましては、児童手当の支給対象者数の確定に伴うものでございます。

節8国民健康保険事業費負担金の38万5,000円の増額につきましては、国の交付額の決定によるものでございます。

次に、項2国庫補助金、目1の民生費国庫補助金で、65万円の増額となっております。

節1の社会福祉費補助金の50万6,000円の減額は、自立支援法により障害者福祉サービスが統合されたことに伴います減でございます。

節3の次世代育成支援対策交付金36万9,000円の増額につきましては、対策事業費の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

節4後期高齢者医療費制度創設準備事業費補助金は、先ほど繰越明許費で申し上げました経費の2分の1が補助されるものでございます。

また、目2衛生費国庫補助金151万4,000円の減額につきましては、浄化槽設置整備事業費補助金で、合併処理浄化槽の設置基数の確定によるものでございます。

目4の教育費国庫補助金で5万7,000円の増額は、私立幼稚園就園奨励費補助金

と要保護生徒就学援助費補助金で、それぞれ支給対象者の増によるものでございます。

続きまして、款 14 の県支出金、項 1 県負担金につきましては、節 1 の社会福祉費負担金で、行旅病死人の取り扱いが 1 件あったことに対する県負担金の 28 万円の計上のほかは、先ほど国庫負担金でご説明申し上げました内容と同様でありまして、それぞれの事業に係る県負担分でございます。

項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金で 143 万 3,000 円の減額につきましては、節 1 の社会福祉費補助金で 104 万円、次のページで、節 3 の児童福祉費補助金で 28 万 2,000 円及び節 4 地域改善対策事業費補助金で 11 万 1,000 円のそれぞれの減額は、各事業に係る対象者が見込みより少なかったこと及び補助単価の改正によるものでございます。

目 3 の衛生費県補助金で 151 万 4,000 円の減額につきましては、浄化槽設置整備事業費補助金で合併浄化槽の設置基数の確定によるものでございます。

目 4 農林水産業費県補助金で 14 万 5,000 円の増額は、節 1 農業委員会補助金で交付金の決定により 44 万円の増額となりましたが、節 2 農業振興費で補助事業の廃止及び創設により 15 万円の減、節 3 水田農業対策費補助金で補助金額の見直しによる 14 万 5,000 円の減額があったことによるものでございます。

目 5 土木費県補助金の 3 万 7,000 円の減額は、県補助金の補助単価の減額によるものでございます。

目 6 の教育費県補助金で 169 万 2,000 円の減額につきましては、主にティーム・ティーチング特別配置事業費補助金で、布川小学校、東文間小学校について、先生が別事業で配置されているため、当該事業の該当にならなかったものによるものでございます。

続きまして、款 15 財産収入、目 2 利子及び配当金で 8 万 8,000 円の増額につきましては、利根町環境施設整備基金利子でございます。

款 17 の繰入金で、目 1 財政調整基金繰入金で 5,337 万 3,000 円の減額となっております。これは、今回の補正の財源調整によりまして戻し入れをするものでございます。

また、目 5 庁舎施設整備基金繰入金で 52 万 7,000 円の減額は、庁舎空調機器改修工事業費が確定したため戻し入れをするものでございます。

13 ページをお願いいたします。

目 6 利根町義務教育施設整備基金繰入金で 97 万円の減額につきましては、防火シャッター安全装置設置工事等の事業費が確定したことにより戻し入れをするものです。

同じく、目 8 茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金の 117 万 8,000 円の減額は、関係事業費が確定したことに伴い、基金に戻し入れをするものでございます。

目 9 利根町公共公益施設整備事業基金繰入金の 267 万 5,000 円、目 10 新利根川治水対策整備基金繰入金の 363 万 9,000 円の減額についても、同様に、公民館の空調工事及び排水対策事業の事業費の確定による戻し入れをするものでございます。

款 19 諸収入、項 4 雑入、目 3 雑入で 891 万 3,000 円の増額となっております。これは、オータムジャンボ宝くじの収益金市町村交付金の交付が決定されたことによるものです。

款 20 町債で 370 万円の減額となっております。これにつきましては、先ほど第 2 表の地方債の補正でご説明を申し上げました内容のとおりとなっております。続きまして、14 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款 1 の議会費から款 11 の諸支出金までそれぞれ増減がございますが、今年度末までの確定分、もしくは確定が見込まれるものにつきまして補正をするものでございます。そのうち、節 2 給料、節 3 職員手当等及び節 4 共済費の人件費につきましては、年度末までの給料、各種手当等の支給実績によるもの、並びに職員の退職手当等の負担金の増減分でございます。それ以外のもろもろにつきましてご説明を申し上げます。

款 2 総務費、目 1 一般管理費の節 11 事業費の 41 万 1,000 円の増額につきましては、防犯灯の維持管理に係る修繕がふえたこと及び電気料の増加によるものでございます。

節 13 委託料の 30 万 5,000 円の増額につきましては、行財政改革に伴います条例等の改正が多かったことによりますデータ作成がふえたことによる増でございます。次のページをお願いいたします。

中ほどでございますが、目 4 会計管理費の節 18 備品購入費の 3 万 4,000 円の計上につきましては、地方自治法の改正に伴いまして会計管理者の公印を作成するものでございます。

目 5 の財産管理費で 724 万 3,000 円の減額となっております。減額の主なものは、節 11 需用費で 185 万円の減額となっております。これは、主に庁舎の電気料でございます。見込みより少なかったことによります減となっております。

節 13 委託料の 216 万円の減額につきましては、庁舎清掃業務などの契約差金となっております。

節 15 工事請負費の減額につきましては、空調改修工事の完了によるものでございます。

16 ページをお願いいたします。

目 6 企画費の 493 万 9,000 円の減額につきましては、コミュニティバス関係の経費でございます。当初予定いたしました一般貸し切り自動車運送事業者による運行が、昨年 10 月 1 日付の道路運送法の改正に伴いまして、一般旅客自動車運送事業者以外の事業者は運行の許可が得られないことになりました。運行許可を得ている事業者を選定すれば運行できたわけでございますけれども、経費をできるだけか

けない方針でのバスを運行したいことから、陸運支局等の関係機関との協議などを検討しているため、運行を見合わせたことにより減額となったものでございます。

17 ページをお願いいたします。

項 4 選挙費、目 3 農業委員選挙費で 276 万 9,000 円の減額につきましては、選挙の執行がなかったことによるものでございます。

18 ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費の目 1 社会福祉費総務費で 741 万 1,000 円の減額につきましては、この次の 19 ページになりますが、障害者の補装具給付金の給付増に伴う 75 万円の増、障害者福祉サービスの統合による精神障害者福祉事業の 101 万 4,000 円の減額及び、20 ページになります自立支援法への移行による障害者居宅支援費の 633 万 7,000 円の増額以外は、対象者の確定見込みに伴うものでございます。

また、次の目 2 老人福祉費で 150 万 3,000 円の減額につきましては、各事業の対象者の確定見込みに伴います減額でございます。

21 ページをお願いいたします。

目 5 医療総務費で 585 万 1,000 円の増額となっております。主に節 28 繰出金で、国民健康保険特別会計の事業勘定への繰出金で 310 万 4,000 円を増額するもので、歳入でご説明申し上げましたとおり保健基盤安定負担金の交付金の確定により増額となったものでございます。

次のページをお願いいたします。

節 13 委託料で、繰越明許費でご説明を申し上げました 157 万 5,000 円を計上したものでございます。

節 19 負補交で 121 万 1,000 円の計上につきましては、平成 20 年度から創設される後期高齢者医療費制度の保険者となる茨城県後期高齢者医療広域連合の運営に対する町負担金でございます。

目 8 福祉センター費で 226 万 7,000 円の減額となっております。主なものとしたしましては節 7 賃金の 91 万円の減額で、勤務体制を小刻みにすることにより時間の工夫をしたことによるもの及び、作業療法士を年度途中から採用したことによるものでございます。

また、節 11 需用費の 120 万の減額につきましては、灯油及び電気料等が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、目 9 介護保険費で 412 万 1,000 円の減額となっております。これは、介護保険特別会計に対します繰出金で、事業費の確定見込みによるものでございます。

23 ページをお願いいたします。

続きまして、項 2 児童福祉費、目 2 の児童措置費で 1,320 万 6,000 円の減額となっております。このうち節 13 の委託料の 756 万 7,000 円の減額につきましては

は、各保育所の入所児童数が見込みより少なかったことによるものであります。

また、節 20 の扶助費で 451 万 5,000 円の減額につきましては、児童手当で支給対象児童数の確定に伴うものでございます。

節 19 負補交の中の保育所広域入所児委託補助金で 30 万 4,000 円の増につきましては、他の市町村に通っている児童がいる保育所が受けている補助金見合い分を助成するものでございます。

25 ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費で 604 万 7,000 円の減額につきましては、健康診断、結核診断及び予防接種の受診者等の確定見込みによる減額でございます。

目 4 環境衛生費で 460 万 8,000 円の減額となっております。これは、節 19 負補交の高度処理型浄化槽設置整備事業費補助金で、今年度の浄化槽の設置が 6 基に決定したことによるものでございます。

続きまして、項 2 衛生費、目 1 清掃総務費で 165 万 8,000 円の減額につきましては、主に節 11 需用費の消耗品費で、ごみ袋作成に係る契約差金の減でございます。

27 ページをお願いいたします。

款 5 農林水産業費、目 5 農地費で 637 万 5,000 円の減額になってございます。これは節 19 負補交の利根東部地区湛水防除事業の事業費の確定によるものでございます。

次に、款 6 商工費、目 2 商工振興費で 32 万円の増となっております。これは昨年の 11 月 20 日に自治金融貸付の返済が滞ったことから、貸付金融機関から茨城県信用保証協会への代位弁済が発生いたしまして、本町が保証協会からの損失補償請求に対して寄託をしなければならなかったことから計上をするものでございます。

28 ページをお願いいたします。

続きまして、款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 地籍調査事業費で 100 万円の減額となっております。これは地籍の修正申し出がなかったことに伴うものでございます。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁総務費で 92 万円の減額となっております。これの主なものにつきましては、道路台帳補正委託業務の契約差金の減額が主なものでございます。

項 2 道路橋梁費の目 2 道路維持費で 271 万 6,000 円の減額につきましては、節 15 の工事請負費の 513 万 3,000 円の減でございますが、これは布川地内及び八幡台地内の道路維持工事の契約差金でございます。

また、節 16 の原材料費で 149 万 5,000 円の減額につきましては、年度末までの実績を見込みました減額となっております。

次のページの目 3 道路新設改良費で 406 万円の減額につきましては、農道整備工

事の契約差金でございます。

項 4 都市計画費、目 2 公園費の 370 万円の減額につきましては、主に工事請負費の契約差金及び維持補修経費を年度末までの実績を見込みまして減額をしたものでございます。

目 3 下水道費の 481 万 7,000 円の減額につきましては、雨水対策事業費等の事業費の確定を見込みまして繰出金を減額するものでございます。

30 ページをお願いいたします。

続きまして、款 8 消防費の目 2 非常備消防費で 225 万 3,000 円の減額となっております。主なものでは節 9 旅費の 133 万 8,000 円の減額でございます。これは費用弁償で、操法大会、出初め式などに係る団員の出勤人員の確定によるものでございます。

次のページの目 4 水防費の 247 万 2,000 円の減額につきましては、水防活動の出動がなかったことによるものでございます。

続きまして、款 9 教育費、目 1 教育総務費、目 2 の事務局費、節 19 負補交で 55 万 3,000 円の増額につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金で支給対象者の増加に伴うものでございます。

次の 32 ページをお願いいたします。

目 4 教育研究指導費の 390 万 6,000 円の減額につきましては、主に節 1 報酬で、歳入でもご説明を申し上げましたが、布川小学校と東文間小学校で、他の事業で先生の配置があったことにより、2 名分の経費が不用となったことによるものでございます。

次に、33 ページをお願いいたします。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費の 106 万 1,000 円の減額につきましては、主に節 15 工事請負費の契約差金でございます。

続きまして、項 4 社会教育費、目 2 公民館費で 527 万 3,000 円の減額になってございます。主なもので、節 11 需用費の 172 万 4,000 円の減額は光熱水費で、年度末までの確定見込みに伴いましての減額、次のページで、節 15 の工事請負費で 267 万 5,000 円の減額につきましては、公民館の中央熱源装置更新工事の契約差金の減額となっております。

次の 35 ページをお願いいたします。

中ほどになります。目 4 郷土誌編纂費で 386 万円の減額につきましては、最終になります利根町史第 7 巻の印刷製本費の契約差金を減額するものでございます。

目 9 の図書館費で 220 万 9,000 円の減額になってございます。次のページになりますが、主なものにつきましては、節 7 賃金で、勤務体制の工夫によるもので 52 万円の減額、節 11 需用費の 90 万円の減額は、光熱水費で年度末までの確定見込みに伴いましての減額となっております。

節 13 委託料で 72 万円の減額につきましては、図書館の維持管理業務に係る委託

料の契約差金の減額によるものでございます。

次の 37 ページをお願いいたします。

款 10 公債費、目 2 利子で、平成 17 年度の借り入れ分の土木債減税補てん債に係る借り入れ額の確定及び利子の確定による 11 万 8,000 円の増額で、見込みより借り入れ利率が高かったことによるものでございます。また、臨時財政対策債においては、利子の確定による 35 万 8,000 円の減額で、見込みより借り入れ利率が低かったことによるもので 24 万円の減額になったものでございます。

続きまして、款 11 の諸支出金、目 6 利根町環境施設整備基金費で 8 万 8,000 円の増額につきましては、基金利子の確定により積み立てをするものであります。

以上で、説明を終わります。

議長（飯田 勲君） 次に、議案第 16 号及び議案第 18 号について、町民生活課長木村克美君。

〔町民生活課長木村克美君登壇〕

町民生活課長（木村克美君） それでは、議案第 16 号 平成 18 年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、補足して説明申し上げます。

それでは、事業勘定につきまして、その主な内容につきましてご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、事業名としまして後期高齢者医療費制度国民健康保険電算システム改修事業で、160 万 7,000 円を平成 19 年度に繰り越すものでございます。これは、さきの平成 19 年 2 月 6 日付をもちまして国の平成 18 年度補正予算が可決成立いたしまして、平成 20 年度から新たに施行される高齢者医療制度関連経費が講じられたことに伴う関係経費でございます。

続きまして、7 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款 1 国民健康保険税、目 1 の一般被保険者国民健康保険税で 1,630 万 9,000 円の減額となっております。これにつきましては、節 1 の医療給付費分現年課税分及び節 2 介護給付費分現年課税分で、一般被保険者の加入者数の減、当初に減と、当初見込んだ歳入が予想より入らなかったということによるものでございます。

また、目 2 の退職被保険者等国民健康保険税で 892 万円の増額となっております。これは、節 1 医療給付費分現年課税分で退職被保険者の加入者の増によるもので、いずれも今年度末の国民健康保険税の調定額及び収入額の見直しに伴いまして増となったものでございます。

款 3 の国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金の節 1 現年分療養給付費等負担金で 1,882 万円の増額となっております。これは、医療費の伸びによる保険給付費が今後も増額となると見込まれることによります増でございます。

また、目 2 の高額医療費共同事業負担金の 343 万 2,000 円の減額につきまして

は、高額医療費共同事業にかかわる拠出金の4分の1が高額医療費共同事業負担金として交付されるもので、当該事業にかかわる市町村からの拠出金が、今年度の制度改正に伴いまして、交付基準額が変更になったことによる減額でございます。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金で 662 万円の増額となっております。これは節1 の普通調整交付金で、実績により増額が見込まれるための増でございます。

次の目2 後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金、節1 後期高齢者医療制度創設準備事業補助金で 160 万 6,000 円の増額となっております。これは、後期高齢者医療費制度の導入に伴いまして、既存の電算システム改修に要する補助金で、被保険者数2万人未満の保険者には 250 万円を上限に実支出額が交付されるものでございます。

次に、款4 療養給付費交付金、項1 療養給付費交付金、目1 療養給付費交付金の節1 現年分退職医療療養給付費交付金で 4,296 万 8,000 円の減額となっております。これは社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、今年度の交付決定見込みが大幅に減額が見込まれることから減額するものでございます。

また、節3 の退職被保険者等にかかわる老人医療費拠出金相当額で 1,002 万 1,000 円の増額につきましては、過年度精算により交付額の増額が見込まれるための増でございます。

続きまして、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金で 343 万 2,000 円の減額となっております。これは国庫支出金で説明した内容と同様でございます。

続きまして、項2 県補助金、目1 県調整交付金で 947 万 4,000 円の増額となっております。今年度の県調整交付金の確定に伴い増額が見込まれるもので、医療費の増によるものでございます。

次に、款6 高額医療費共同事業交付金、項1 高額医療費共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金で 224 万 5,000 円の減額となっております。高額医療費共同事業基準拠出金の100分の59が、高額医療費共同事業交付金として国民健康保険連合会から交付されるもので、ことしの制度改正に伴いまして、交付基準額が変更になったことによる減額でございます。

次の款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金の節1 保健基盤安定繰入金で 383 万 6,000 円の増額につきましては、今年度の保健基盤安定負担金にかかわる国及び県の確定に伴う増額分で、また、節3 の出産育児一時金等繰入金で 73 万 4,000 円の減額につきましては、出産育児一時金の3分の2を一般会計から繰り入れるものでございますが、今年度分の出産費が見込みより減少が見込まれるための減額でございます。いずれも繰り出し基準に基づきましての増減でございます。

また、項2 の基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金で 1,782 万 4,000 円の増額につきましては、医療費の伸びにより療養給付費が増額となったこと、また、款1



国民健康保険税、款 4 の療養給付費交付金等が減額となったことに伴いまして、その不足分を財政調整基金より繰り入れをするものでございます。

続きまして、款 9 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料、目 1 一般被保険者延滞金で 215 万 6,000 円の増額につきましては、国保税の一般被保険者にかかわる延滞金実績により増額となったことによる増でございます。

また、項 2 の雑入、目 2 の一般被保険者第三者納付金で 170 万 2,000 円の増額につきましては、交通事故等による第三者行為の原因者負担分の増額でございます。

続きまして、10 ページ、11 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款 1 総務費、項 2 総務管理費、目 1 一般管理費で 86 万 3,000 円の増額となっております。

節 1 報酬の 74 万 4,000 円の減額につきましては、国民健康保険税徴収嘱託員報酬で、嘱託員を雇用しなかったこと、これは、機構改革によりまして国保税にかかわる収納業務が税務課に移行したことに伴う減額でございます。

また、節 13 委託料で 160 万 7,000 円の増額となっております。これは、先ほど繰越明許費及び歳入の中でも説明いたしましたとおり、後期高齢者医療費制度導入に伴う国保電算既存システムの改修委託料でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養費、目 1 の一般被保険者療養給付費、節 19 負補交で 2,479 万 6,000 円の増額となっております。これにつきましては、一般被保険者にかかわる療養給付費で、実績によりまして、見込みよりも今後も給付額の増が見込まれることによる増額でございます。

次に、項 4 出産育児諸費、目 1 の出産育児一時金、節 19 負補交で 110 万円の減額となっております。今年度のお産費が見込みより減少が見込まれるための減額でございます。

次に、項 5 葬祭諸費、目 1 の葬祭費、節 19 負補交で 60 万円の増額となっております。これは、今年度分の葬祭費が今後も増加することが見込まれるための増額でございます。

款 5 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費拠出金、節 19 負補交で 1,390 万円の減額となっております。これは高額医療費の発生による保険者の財政負担の緩和を目的とした高額医療費共同事業に要する拠出金で、先ほど歳入でも説明いたしましたとおり、今年度の制度改正に伴いまして、1 件 70 万円以上から 80 万円に変更になったことに伴いまして、拠出金の支出見込みが減額となるものでございます。

議案第 16 号 平成 18 年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第 18 号 平成 18 年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、補足して説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額から 51 万 5,000 円を減額しまして 1,580 万円にす

るものでございます。

最初に、歳入をご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

款 1 使用料及び手数料、目 1 町営霊園使用料で 262 万 5,000 円増額しまして、890 万 9,000 円にするものでございます。これは、年度途中におきまして区画が返還されまして、再度販売したことによるものでございます。

款 2 繰入金、目 1 財政調整基金繰入金で 314 万円減額いたしまして、581 万 1,000 円にするものでございます。これは、当初 895 万 1,000 円を財政調整基金より繰り入れいたしましたが、今回、歳入等の増額が見込めるため、314 万円繰り戻しをするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

款 1 霊園事業費、目 1 事業費で 51 万 5,000 円減額し、1,570 万円とするものでございます。これは、町営霊園改修設計業務委託契約が確定したため減額するものでございます。

議案第 18 号 平成 18 年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、以上でございます。

以上です。

議長（飯田 勲君） 次に、議案第 17 号について、都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、議案第 17 号 平成 18 年度利根町公共下水道費事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

第 2 表の繰越明許費でございます。これは、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金でございまして、茨城県が行います利根浄化センター内の脱水汚泥ケーキ貯留設備工事等の建設事業が年度内に完了することができないため、9 万 3,000 円を繰り越すものでございます。

次の 4 ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債の補正でございます。これは公共下水道費事業でございまして、羽根野地区の下水道管渠実施設計委託料で事業費が確定しましたために、限度額を 110 万円減額いたしまして 1,310 万円に変更するものでございます。

次、6 ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明申し上げます。

款 3 繰入金、目 1 の一般会計繰入金で 481 万 7,000 円の減額となっております。これは一般会計の目的基金からの繰入金ですけれども、浄化センター周辺対策、また、利根ニュータウン浸水対策に要しました工事費等の契約差金を戻し入れするものでございます。

項 2 の基金繰入金、目 1 の財政調整基金繰入金で 92 万 5,000 円の減額となっております。これは、今回の補正予算の財源調整を図るために繰入金が減額となっているところでございます。

款 6 町債、目 1 の下水道債で 110 万円の減額となっております。これは、今、先ほど第 3 表の地方債で説明したとおりでございます。

続きまして、下のページで歳出ですけれども、款 1 下水道費、目 1 の公共下水道建設事業費で 585 万 1,000 円の増額となっております。主な内容ですけれども、節 13 の委託料、また、節 15 の工事請負費、2 点合わせまして 506 万 6,000 円につきましては、契約差金でございます。

節 25 の積立金 1,107 万 3,000 円の増額となっておりますけれども、これは、歳出で生じた減額分を財政調整基金へ積み立てをするものでございます。

目 2 の公共下水道維持管理費 1,269 万 3,000 円の減額となっております。主なものといたしましては、節 19 の霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金で 1,258 万 3,000 円の減額でございます。これは、茨城県の汚水処理負担金で平成 18 年度の負担金が確定したためのものでございますけれども、今現在、常南流域下水道は黒字経営となっております。これに基づきまして、平成 18 年度に負担金単価の見直しをしていただきました。その結果といたしまして、減額幅が約 600 万円ほど大きくなっているところでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（飯田 勲君） 次に、議案第 19 号について、健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第 19 号 平成 18 年度利根町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

まず、4 ページをお願いいたします。

第 2 表の繰越明許費でございますが、款 1 総務費の介護保険事務処理システムプログラム修正業務委託で 17 万 9,000 円の繰越額となっております。これは、医療保険制度改正に伴うシステム改修分でございます。介護保険事務処理システム自体の変更に加えまして、国保連合会審査支払いシステムなど、他の関連システムとの連携調整が必要であり、年度内に完了させることができませんので、翌年度に繰り越しするものでございます。

次に、7 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款 1 介護保険料、項 1 介護保険料で 2,975 万 3,000 円を増額するものでございます。これは徴収対象者数の増加等に伴いまして、節 1 特別徴収分で 2,596 万 9,000 円、節 2 の普通徴収現年度分で 378 万 4,000 円を増額するものでございます。

次に、款 4 国庫支出金、項 1 の国庫負担金で 248 万 4,000 円を減額するものでございます。これは、介護サービス給付費の減額に伴いまして、それにかかわる費

用の国負担分 20%でございます。施設分につきましては 15%の減額でございます。この介護サービス給付費の減額に伴いまして、項 2 の国庫補助金、目 1 で調整交付金 100 万 6,000 円の減、また、款 5 の支払基金交付金、目 1 の介護給付費交付金で 622 万 9,000 円の減、次のページの款 6 県支出金、項 1 の県負担金で 404 万 8,000 円、また、款 7 繰入金、目 1 介護給付費繰入金で 251 万 3,000 円を、それぞれの負担割合により減額するものでございます。

ちなみに、調整交付金は 5%、支払基金交付金につきましては 31%、県 12.5%、この県負担分について施設分につきましては 17.5%でございます。また、町 12.5%分でございます。

7 ページに戻っていただきまして、款 4 の国庫支出金、項 2 の国庫補助金で目 2 の地域支援事業交付金 17 万円を減額するものでございます。地域支援事業の介護予防事業の減額に伴いまして、国負担分 25%の減額でございます。また、目 3 の同じく地域支援事業交付金の包括的支援事業分でございますが、111 万 3,000 円を減額するものでございます。この地域支援事業の包括的支援事業 2 事業の減額に伴いまして、こちらは国負担分の 40.5%の減額でございます。この二つの地域支援事業の減額によりまして、先ほどのサービス給付費と同じように款 5 の支払基金交付金と、次のページの款 6 県支出金、項 3 の県補助金の地域支援事業交付金 64 万 2,000 円、また、款 7 の繰入金で項 1 一般会計繰入金のうち目 3、同じく目 4 の地域支援事業繰入金等が、それぞれの負担割合によって減額するものでございます。

また、7 ページ、戻っていただきまして、同じく款 4 の国庫支出金で目 4 の介護保健事業費補助金でございます。これは 42 万円を増額するものでございますが、介護保険制度改正に伴いまして各種介護保険関連システムに改正内容を反映させる改修を行いまして、改正後の制度運営を適切かつ円滑に実施するために行う事業に対しまして、2 分の 1 が補助されるものでございます。

次に、8 ページ、お願いします。

款 7 繰入金、項 1 の一般会計繰入金で目 2 一般会計繰入金 96 万 6,000 円を減額するものでございます。介護認定等の事務費にかかわります繰入金でございまして、認定審査会共同設置負担金等が当初見込みより減ったことによる減額でございます。

次に、項 2 の基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金で 465 万 6,000 円を減額するものでございますが、これは、今回の補正の財源の調整により戻し入れをするものでございます。

次に、9 ページでございますが、歳出でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費で目 1 の一般管理費 9 万 5,000 円の減額でございます。内訳でございますが、役務費で制度改正パンフレット送付代 27 万 4,000 円の減でございますが、これは区長さんをお願いして各戸配布したということでございます。

それから、節 13 の委託料の介護保健事務処理システムプログラム修正業務委託の医療保険制度改正に伴うシステム改修分、先ほど繰越明許になりました 17 万

9,000 円を増額するものでございます。

続きまして、項 2 の介護認定調査等費、目 2 の認定審査会共同設置負担金で 45 万 1,000 円を減額するものでございます。これは、平成 18 年度の負担金の確定によるものでございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費で 2,051 万 5,000 円を増額するものでございます。これは、平成 18 年 4 月以前に要支援認定を受けた被保険者が、経過措置として介護給付となったこと及び通所介護、あるいは福祉用具対応等の居宅介護サービスの需要が伸びているために増額するものでございます。

目 2 の施設介護サービス給付費で 3,071 万 6,000 円を減額するものでございますが、これは、介護報酬の単価の改正と、介護保険施設の利用者が当初の見込みより少なかったことによる減額でございます。

続きまして、10 ページをお願いいたします。

目 10 特例居宅介護サービス給付費で 154 万 2,000 円を増額するものでございます。これは、基準該当居宅サービスの利用者増に伴うものでございます。

項 2 の介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費で 1,402 万 3,000 円を減額するものでございます。これは、先ほどと同じ平成 18 年 4 月以前に要支援認定を受けた被保険者が、経過措置として介護給付となったことによりまして、予防給付の利用者が当初の見込みより少なかったことによるものでございます。

目 2 の特例介護予防サービス給付費で 16 万 7,000 円を増額するものでございます。これも同じく基準該当居宅サービスの利用者増によるものでございます。

項 4 の高額介護サービス等費で 84 万 3,000 円、項 5 の特定入所者介護サービス等費で 157 万 4,000 円の増額ですが、いずれも保険給付の実績から見込額を推計したものでございます。

続きまして、11 ページでございます。

款 3 の地域支援事業費、目 1 介護予防特定高齢者施策事業費で 50 万 1,000 円を減額するものでございます。これは、介護予防教室の参加者が少なかったことによりまして、職員で対応したため、看護師の雇用をしなかったことによる減額でございます。

目 2 の介護予防一般高齢者施策事業費で 18 万円の減額ですが、健康教室等の内容を変更したことによる講師謝礼の減額でございます。

その下、項 2 の包括的支援事業・任意事業費で目 1 の総務費で 149 万 8,000 円の減額でございます。主なものは、節 14 の使用料及び賃借料の 90 万 8,000 円でございますが、これはコピー機賃借料及び使用料で、福祉センターのコピー機を使用したことによるものでございます。48 万 6,000 円の減でございます。また、公用車賃借料で、契約差金によりまして 42 万 2,000 円の減額が主なものでございます。

12 ページをお願いします。

目2の介護予防ケアマネジメント事業費で125万円を減額するものですが、これは、要支援1及び要支援2の認定を受けた被保険者のケアプランを作成する看護師さん、ケアマネジャーですが、を中途採用したことによる減額でございます。

次に、款5の基金積立金、項1の基金積立金で2,956万7,000円を増額するものですが、これは歳入の介護保険料等が増額になったことと、歳出の保険給付費及び地域支援事業費等が減額になったことにより積み立てをするものがございます。

以上で、説明を終わります。

議長（飯田 勲君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号 平成18年度利根町一般会計補正予算（第4号）から議案第19号 平成18年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、本日は、議案調査のため説明のみにとどめ、あす3月9日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長（飯田 勲君） 日程第24、議案第20号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、議案第20号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について、補足してご説明申し上げます。

利根町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴いまして、新たに、利根町大字布川3355番地、伊藤 壽氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得るため提案するものがございます。

任期につきましては、平成19年3月17日から平成22年3月16日までの3年間でございます。

経歴等につきましては、参考資料の方をご参照願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（飯田 勲君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第 20 号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立全員です。したがって、議案第 20 号は原案のとおり同意されました。

ただいま利根町固定資産評価審査委員会委員に選任されました伊藤 壽君にあいさつをお願いします。

〔固定資産評価審査委員会委員伊藤 壽君登壇〕

固定資産評価審査委員会委員（伊藤 壽君） ただいま固定資産評価審査委員会の委員いたしまして、皆様方の同意をいただきました伊藤 壽でございます。どうぞよろしくお願いたします。

さて、微力ではございますけれども、職務を全うしたいと考えておりますので、何とぞご指導とご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ですがごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（飯田 勲君） あいさつが終わりました。

議長（飯田 勲君） 日程第 25、議案第 21 号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第 21 号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について、補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定に基づき、平成 14 年 12 月 10 日議会の議決を経て締結した龍ヶ崎市との公の施設相互利用に関する協定について別紙のとおり変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案第 21 号の参考資料、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

公の施設相互利用に関する協定書新旧対照表の中で、13 番の龍ヶ崎市総合体育館（たつのこアリーナ）の次に、新たに 14 番としまして、龍ヶ崎市陸上競技場（たつのこフィールド）を追加して、14 番だった龍ヶ崎市都市公園（北竜台公園）以下

を1番ずつ繰り下げするものでございます。

この龍ヶ崎市陸上競技場は、平成19年4月1日から開場が予定されているものでございます。

施設の概要につきましては、議案第21号の参考資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

議長（飯田 勲君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯田 勲君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第21号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（飯田 勲君） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（飯田 勲君） 日程第26、議員派遣の報告を行います。

去る2月27日に、茨城県市町村会館において平成18年度町村議会議員自治研究会が開催され、私を含む議員5名が出席しました。

出席議員を代表して五十嵐辰雄君から報告があります。

8番五十嵐辰雄君。

〔8番五十嵐辰雄君登壇〕

8番（五十嵐辰雄君） それでは報告いたします。

去る2月27日、茨城県市町村会館講堂において開催されました平成18年度町村議会議員自治研究会に、飯田議長外4名の議員が出席いたしました。代表いたしまして、私が議員派遣の報告をいたします。

この研究会は、複雑多様化する町村行政に携わる議員が一堂に会して、当面する諸課題について研修等行うため、今年度から町村行財政に携わる議会議員及び事務局職員を対象として行われることになりました。

研究事項は、地方議会議員年金制度の改革についてとして、町村議会議員共済会の業務部長であります永島典実氏から、年金財政の現状及び対応について説明を受



けました。年金財政は、市町村合併の進展に伴う会員数の減少、年金受給者の高齢化に伴う受給期間の延び、あるいは低金利による積立金運用益の減少等により厳しい状況にあるため、年金等の給付水準の見直しを行うものであります。

次に、スポーツキャスターの佐藤安弘氏による「プロ野球監督に学ぶリーダーの条件」と題した講演を聞きました。プロ野球監督及び選手に地方議員に例え、議員一人一人が向上心を持ち、リーダーシップを発揮し、地方行政を行うことが必要とされるというものでした。

以上で、議員派遣の報告を終わります。

議長（飯田 勲君） 報告が終わりました。

議長（飯田 勲君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

あす3月9日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでございました。

午後3時11分散会